

広報



特集
P 2

危険な空き家 改善への取り組み

News
P 4

保険料について知ろう
後期高齢者医療制度

News
P 6

来て！見て！チャレンジ！
夏休み子ども体験講座

津の海！
サイコ～です！



表紙 三重県ヨット連盟ジュニア・ユースヨットクラブの練習・体験試乗会の一コマ。大海原でハイ、チーズ！（5月26日 御殿場沖）

弁護士法人 心

交通事故・後遺障害・過払い金・借金
相続・遺言・離婚・企業法務・労災・刑事他

所属弁護士
40名以上!!

交通事故・後遺障害
損害賠償額 適正等級
無料診断サービス

過払い金
無料診断サービス

遺言書
無料診断サービス

相談料0円（交通事故被害・後遺障害等
過払い金・借金・相続・遺言
労災以外は初回30分程度） 夜間・土日祝相談可（要予約） 広告

よい にしおさん 平日 9時～22時 受付
土日祝 9時～18時 受付
0120-41-2403 詳細は → <http://kokoro.law>



津法律事務所 <三重弁護士会> 松阪法律事務所 松阪駅 1分
津駅 0.5分 <三重弁護士会>
他の事務所 名古屋駅・豊田駅・岐阜駅・東京駅近く他

※主たる事務所は愛知県弁護士会所属 ※費用には別外や変更もありますので、詳しくはホームページをご覧ください。
※本広告は令和元年5月時点のものです。
市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。

広報津

No 325

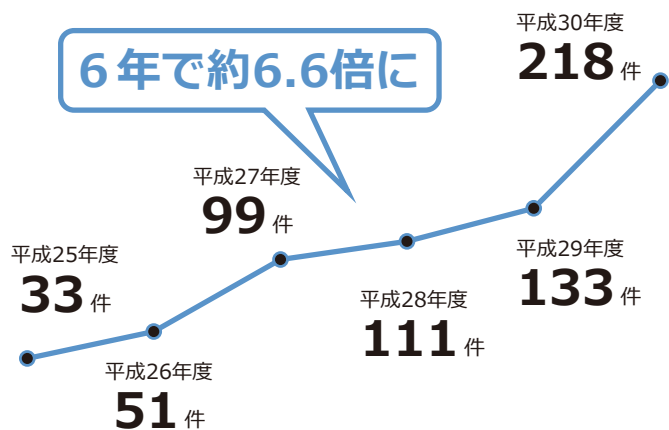
7/1

令和元年（2019年）

危険な空き家 改善への取り組み

危険な空き家の相談は年々増加し続け、平成30年度には218件の相談がありました。市民の皆さんの生活環境へ悪影響を及ぼさないよう、引き続き「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、危険な空き家の改善に粘り強く取り組みます。

激増する相談受け付け件数



対応の流れ

1. 相談



- ・壊れそうな空き家があって心配
- ・通学路沿いの空き家の塀が倒れそう
- ・所有者がご近所なので自分からは言いづらい

2. 現地・所有者調査



- ・瓦や外壁の落下の恐れは？
- ・倒壊の危険性は？
- ・周囲への悪影響は？
- ・土地・建物の登記情報は？
- ・所有者・相続人は誰？
- ・固定資産税情報の所有者は誰？

道路に倒壊する恐れがあるなど危険度の高い空き家は「特定空家等」に認定

3. 所有者への要求



文書や訪問で改善を求めます。
改善されるまで粘り強く対応し続けます。

4. 改善



所有者が解体または危険箇所を補修

特定空家等への措置

所有者は、空き家が周囲の住環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理する責任があります。

市が繰り返し改善を求めても、所有者がなかなか改善しない場合には、法に基づく指導、勧告、命令の措置を段階的に行います。

命令しても改善しない場合、市が代わりに解体等による改善を行い、費用は所有者へ請求します。

指導



勧告

勧告を受けると土地の固定資産税等が最大6倍に！



命令

違反すると50万円以下の過料に



行政代執行

市が代わりに解体等を実施



費用請求

代執行費用を所有者へ請求



改善された事例

平成25年から平成31年4月末までに、523件の危険な空き家が改善されました。そのうち「特定空家等」の改善は107件になります。

以下の市外居住の例のほか、県外居住の所有者も含め、訪問による直接面談を積極的に実施しています。引き続き、危険な空き家の改善に丁寧に粘り強く取り組みます。

事例1

所有者が遠方に居住

市外の自宅訪問を20回実施

市役所での協議を9回、市外の所有者の自宅訪問を20回実施し、指導および勧告を行った。5年を要したが所有者が解体を実施した。

事例2

所有者が多人数

話し合う機会を設定

相続人が多く意志決定が困難で、改善が進まなかったため、市が連絡調整を行い、話し合う機会を設定した。費用分担などが話し合われ解体により改善された。

事例3

所有者の居所が不明

福祉部局と連携し居所を特定

空き家周辺での聞き取りと福祉部局と横断的な連携により、高齢者福祉施設への入居を特定するとともに、入居先へ訪問し改善を求めた結果、空き家が解体された。

相談・問い合わせ先

専門家団体で構成される空き家ネットワークみえと連携して、さまざまな相談に対応しています。

環境保全課 ☎229-3398 FAX 229-3354

または各総合支所地域振興課へ



保険料について知ろう 後期高齢者医療制度



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX229-5001

・・・対象になる人・・・・・・・・・・・

- ①75歳以上の全ての人(生活保護受給者は除く)
- ②65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

平成31年(令和元年)7月31日までの認定証の交付を受けている被保険者について今年度も対象負担区分となる場合、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合より新しい認定証を被保険者の皆さんに発送します。

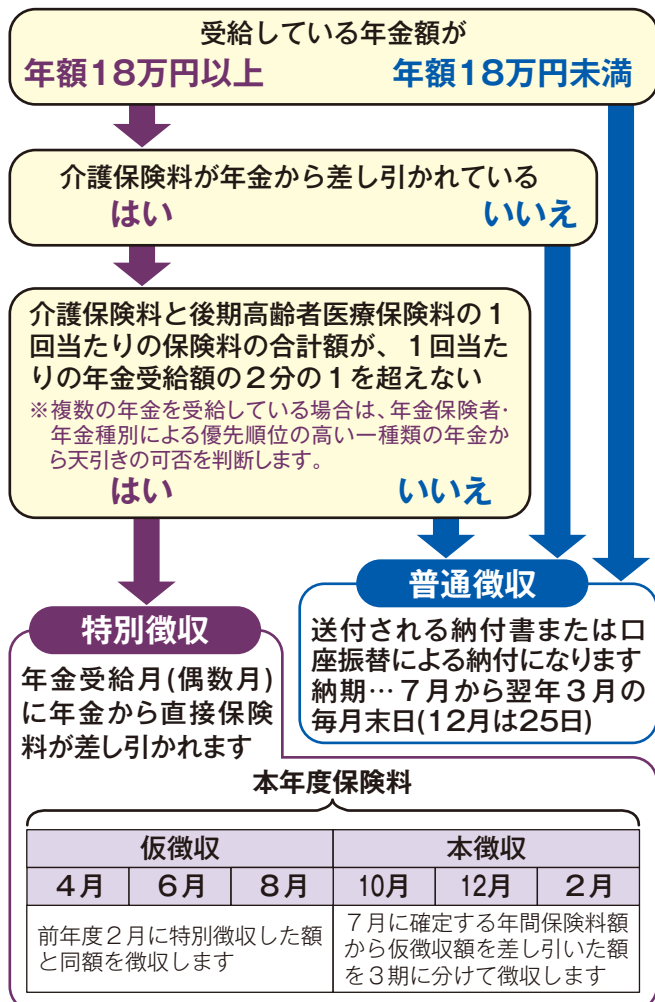
8月から保険証がピンク色に

後期高齢者医療制度では、保険証が1人に1枚交付されます。7月中に、三重県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(ピンク色)が簡易書留で送付されます。現在使っている若草色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



・・・保険料の納め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書が送られます。



年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月から今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人は、7月から9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

納付方法を特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更したいとき

最初に金融機関に口座振替依頼書を提出し、その後、市役所に納付方法変更申出書を出してください。

10月分からの変更を希望する場合は、7月26日(金)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

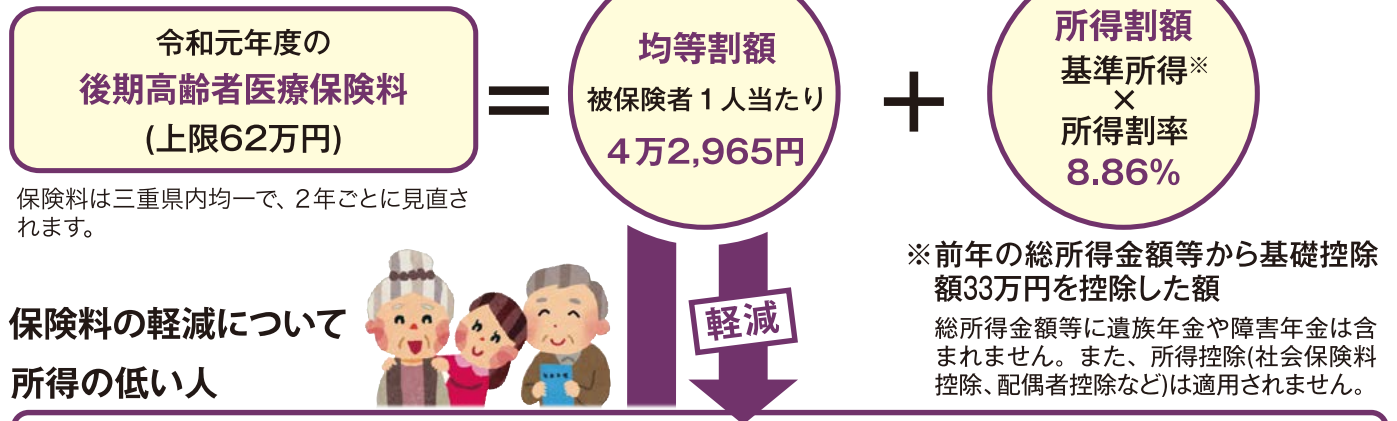
必要なもの 納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し

社会保険料控除について

普通徴収で支払った分は、支払った人に適用され、世帯の所得税や住民税が減額になる場合があります。特別徴収で支払った分は、本人にのみ適用されます。

●● 保険料の決め方 ●●

津市の保険料額(年間)



均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の平成30年中の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます。(65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定)

これまでの軽減特例(9割、8.5割軽減)は、厚生労働省が令和元年度から段階的に見直しを行っています。なお、年金生活者支援給付金の支給等の支援策と併せての見直しとなるため、今年度の軽減割合は以下のとおりとなります。

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	8割	8,593円
33万円以下	8.5割	6,444円
(33万円+28万円×同一世帯の被保険者の数)以下	5割	2万1,482円
(33万円+51万円×同一世帯の被保険者の数)以下	2割	3万4,372円

世帯は4月1日(4月2日以降に資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。

被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日において会社の健康保険など(国保や国保組合は除く)の被扶養者だった人は、均等割額が後期高齢者医療保険者になってから2年間(24カ月)は5割軽減され、所得割額はかかりません。該当の人で保険料額が軽減されていない場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

※所得の低い世帯に属する人の均等割額の8割軽減または8.5割軽減に該当する場合は、そちらが適用されます。

※本年度に送付される通知書の「平成31年度」の記載は「令和元年度」と読み替えてください。

●● 保険料の減免・徴収猶予 ●●

災害に遭った場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度)は、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくは保険

医療助成課(減免については後期高齢者医療担当 ☎229-3285、徴収猶予については保険担当 ☎229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

●● 後期高齢者健康診査の受診を ●●

6月下旬から、三重県後期高齢者医療広域連合から受診券が発送されていますので、11月までに受診してください。5～8月に被保険者になる人には、8月以降に順次受診券を送付します。なお、受診時には必ず受診券を持参してください。

自己負担額 平成30年度住民税課税世帯の人 500円
平成30年度住民税非課税世帯の人 200円
※詳しくは、広報津6月16日号と同時期に配布の「令和元年度がん検診と健康診査のご案内」、または受診券に同封の案内文書をご確認ください。

来て!見て!チャレンジ! 夏休み子ども体験講座



問い合わせ 中央公民館 ☎228-2618 FAX229-5150 敬和公民館 ☎・FAX 225-2325
片田公民館 ☎・FAX 237-1513 一身田公民館 ☎・FAX 232-2108 倭公民館 ☎・FAX 262-0485

コース1 食品サンプルアート講座

8/3 土 10:30~12:00
中央公民館 創作室

本物そっくりの食品サンプルを作ってみませんか。

対象 市内に在住・在学の小学生

定員 抽選20人

費用 1,500円(材料費)



コース2 プログラミングと ドローン飛行の体験教室

8/4 日 13:30~16:00
中央公民館 ホール

パソコンでドローン飛行のバーチャル体験と、実際に室内でドローン飛行を体験してみませんか。

対象 市内に在住・在学

の小学4年生~高校生

定員 抽選20人

持ち物 ツバの付いた帽子



コース3 フランスの伝統工芸 「カルトナージュ」を作ってみよう

8/8 木 10:00~11:30
中央公民館 創作室

厚紙で作った箱などに、布や紙を張り付けて綺麗に仕上げる「カルトナージュ」。簡単でおしゃれなコインケースを作ってみませんか。

対象 市内に在住・在学の小学生

定員 抽選20人

費用 500円(材料費)



コース4 美術館バックヤード探検隊

8/20 火 14:00~15:30
三重県立美術館(大谷町)

いつもは見ることができない美術館の裏側を探検してみませんか。作品を見て感じたことを話し合い、鑑賞も楽しみましょう!

対象 市内に在住・在学の

小学3~6年生

定員 抽選15人

持ち物 水分補給用の飲み物



コース5 夏休み子ども ポスター作り教室

7/29 月 9:00~12:00
敬和公民館

交通安全、非行防止、人権問題など、それぞれの課題に応じたポスターを制作しましょう。講師からアドバイスを受けながら、自分で考えて作ります。

対象 市内に在住・在学の小学3~6年生

定員 抽選24人

持ち物 画用紙、絵の具などの画材



コース6 親子料理教室 ~おうちカフェ風~

8/4 日 9:30~12:00
片田公民館

海老ピラフ、米油で揚げるポテトチップス、チキンサラダを作ります。

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 抽選8組(16人)

費用 1組2,600円(受講料300円を含む)

持ち物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、布巾2枚、筆記用具、水分補給用の飲み物



申し込み 往復はがき、またはEメールで件名に希望コース名を明記し、住所、参加者全員の氏名(ふりがな)、電話番号、学校名、学年、Eメールの場合は返信先メールアドレスを、右記の申し込み先へ ※いずれも1通につき1人(1組)1講座のみ有効。また、Eメールには受信確認メールを返信します。

締め切り 7月16日(火)必着

コース	申し込み先	コース	申し込み先
1~4	中央公民館 (〒514-0027 大門7-15 津センターパレス2階、☎228-2618@city.tsu.lg.jp)	6	片田公民館 (〒514-0082 片田井戸町17-2、☎237-1513@city.tsu.lg.jp)
		7~9	一身田公民館 (〒514-0114 一身田町293-3、☎232-2108@city.tsu.lg.jp)
5	敬和公民館 (〒514-0015 寿町21-22、☎225-2325@city.tsu.lg.jp)	10	倭公民館 (〒515-2622 白山町中ノ村581、☎262-0485@city.tsu.lg.jp)

コース7 折り紙

8/5 月 9:30~11:30
一身田公民館

金魚、カブトムシ、ヨットなど、夏に合ういろいろな折り紙の折り方を楽しく教えてもらいます。

対象 市内に在住・在学の
小学3~6年生

定員 抽選20人

費用 100円(材料費)



コース8 紙飛行機づくり

8/6 火 9:30~11:30
一身田公民館

全日本紙飛行機選手権大会で何度も優勝に輝いている山本和文さんに、よく飛ぶ紙飛行機の作り方を教えてもらいます。

対象 市内に在住・在学の
小学3~6年生

定員 抽選20人

費用 500円(材料費)



コース9 プリザーブドフラワー

8/9 金 13:00~15:00
一身田公民館

透明ボックスの中に、プリザーブドフラワーやドライフラワーなどの自然素材を詰めてナチュラルな箱を作ります。

対象 市内に在住・在学の
小学3~6年生

定員 抽選20人

費用 600円(材料費)



コース10 親子そば打ち体験

7/27 土 9:30~13:00 ごろ
倭公民館

地元産「倭そば粉」を使って、そば粉と水を混ぜる「水回し」から試食まで、家族で楽しいそば打ち体験をしませんか。

対象 市内に在住・在学の小中
学生と保護者

定員 抽選10組(親子1組5人まで)

費用 1組1,500円(材料費5食分)



プラネタリウム 星座を楽しもう

8/7 水 ①14:00~15:00 ②18:00~19:00
岡三デジタルドームシアター「神楽洞夢」(中央)

当日見えるものから普段見られないものまでたっぴりと星座をお楽しみください。

対象 市内に在住・在勤・在学の4歳以上
※小学生以下は保護者と参加

定員 各回抽選35組(70人)

申し込み 往復はがき、またはEメールで、件名に「プラネタリウム」と明記し、希望時間(①または②)、参加者2人の住所、氏名、年

齢、電話番号、Eメールの場合は返信先メールアドレスを中央公民館(〒514-0027 大門7-15 津センターパレス2階、☎228-2618@city.tsu.lg.jp)へ ※1通につき1組有効、1人の申し込み不可

締め切り 7月19日(金)必着

大人同士
でもOK!



水害や土砂災害から自分の命、 家族の命を守るために確認を!

問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX 223-6247

ステップ1 自宅や学校、職場にどんな危険があるのかを知る

- 津市が作成しているハザードマップ等を見て「河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか」「土砂災害が起こりやすい場所ではないか」など、自宅や学校・職場などのよく立ち入る場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 津市が指定している指定避難所を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。



ハザードマップ等

ステップ2 津市から発令される 避難情報の種類を確認

国のガイドラインの改定により、避難情報に警戒レベル3～5を付けて発令!

重要度が高い

警戒レベル3

避難準備・
高齢者等
避難開始

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合

- いつでも避難できるよう準備し、身の危険を感じる人は避難を開始する
- 避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児など)は避難を開始する

警戒レベル4

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

- 避難場所へ避難する
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難する

警戒レベル4

避難指示
(緊急)

状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難する
- 外出することで命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難する

警戒レベル5

災害発生
情報

すでに災害が発生している状況

- 大至急、建物内のより安全な場所に避難するなど、命を守るための最善の行動をとる

ステップ3 もしもの時に備えて、事前に避難方法などをチェック

- 大雨などにより、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(上階が浸水しない建物、川沿いでない建物など)に移動しましょう。
- 外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。
- 津市では、右記の方法などで避難情報等の伝達を行いますので、事前に確認・登録し、ご利用ください。

災害時の避難情報などの伝達方法

- 同報系防災行政無線*
- 津市防災情報メール(多言語版もあります)
- エリアメール・緊急速報メール*
- ファクス送信サービス
- 電話応答サービス
- 緊急告知ラジオ
- 津市ホームページ
- ※地区単位で伝達



津市防災サイト

7月15日～8月15日は平和を考える月間 戦争の悲惨さと平和の尊さを考えよう

問い合わせ 人権課 ☎229-3165 FAX229-3366

・・・平和を考える市民のつどい・・・

8/3 土 10:00～15:30
津リージョンプラザお城ホール
定員各600人(先着順、整理券は発行しません)

第1部 アニメ映画「火垂るの墓」(88分)

時 間 10時30分～12時(10時開場)

内 容 昭和20年、神戸大空襲で母と家を持った14歳の兄・清太と4歳の妹・節子。終戦前後の混乱の中、必死に生き抜こうとする兄妹の物語。



©野坂昭如／新潮社1988

第2部 映画「樺太1945夏 氷雪の門」(119分)

時 間 13時30分～15時30分(13時開場)

内 容 敗戦間際の樺太にソ連軍が侵攻を開始し、8月20日真岡の町に上陸。緊急の電話連絡を通信するため、職場にとどまった9人の女性電話交換手の悲劇を描いた作品。

・・・ミニミニ原爆展・・・

8/2 金～4 日 9:30～16:30
津リージョンプラザギャラリー

内 容 津市が加入している日本非核宣言自治体協議会による被爆後の広島・長崎に関する資料展示

・・・原爆パネル展・・・

地 域	開催期間	会 場
津	8月2日(金)～4日(日) 来年2月22日(土)	津リージョンプラザ
久 居	8月2日(金)～5日(月)・7日(水) 8月8日(木)～15日(日)	久居ふるさと文学館 ポルタひさい
河 芸	8月2日(金)～9日(金) 8月13日(火)～16日(金)	河芸公民館 市河芸庁舎
芸 濃	8月1日(木)～15日(日)	芸濃総合文化センター 市芸濃庁舎
美 里	7月26日(金)～8月6日(火) 8月9日(金)～16日(金)	美里社会福祉センター 美里文化センター
安 濃	8月5日(月)～13日(火) 10月18日(金)～25日(金)	安濃中公民館
香良洲	8月1日(木)～8日(木) 8月9日(金)～15日(日)	サンデルタ香良洲 市香良洲庁舎
一 志	7月26日(金)～8月4日(日) 8月6日(火)～16日(金)	一志農村環境改善センター 川合文化会館
白 山	7月30日(火)～8月1日(木) 来年2月15日(土)	白山市民会館
美 杉	4月1日(月)～ 来年3月31日(火)	美杉総合文化センター

・・・平和の折り鶴を募集

広島平和記念公園内の「原爆の子の像」にささげる平和の折り鶴を募集します。

受付場所 人権課、各総合支所地域振興課(生活課)

募集期間 7月1日(月)～19日(金)

※折り鶴は1辺15cmまたは7.5cm程度の用紙を使用し、40羽を一組とし、羽根を広げないで、丈夫な糸(束ねる部分を35cm残す)に通したものか、千羽鶴にして提出してください。また、糸の端はビーズやストローを短く切ったもので留め、鶴が抜け落ちないように工夫してください。なお、数が少ない場合は、糸に通さない状態でも受け付けます。

・・・津平和のための戦争展・・・

8/2 金～4 日 9:30～16:30
津リージョンプラザ生活文化情報センター

内 容 津市における空襲時や戦時下の生活に関する資料展示

問い合わせ 同展実行委員会事務局担当(☎080-2639-6024)

・・・被爆体験記朗読会・・・

8/4 日 10:30～11:30
津リージョンプラザ生活文化情報センター

唯一の戦争被爆国として、被爆者の体験や平和への思いを次世代に語り継ぐために、厚生労働省と広島市・長崎市が協力して行っている被爆体験伝承者等派遣事業。今年度は、被爆者がつづった体験記や原爆詩の朗読を行います。

・・・平和のための音楽会・・・

8/4 日 13:30～15:30
津リージョンプラザお城ホール

内 容 児童・少年少女合唱団、ピアノ連弾、ソプラノ＆テノール独唱、邦楽合奏、器楽アンサンブル、平和のための合唱団

入場料 500円(協力券)

問い合わせ 同会事務局(☎227-0340)



認可外事業所内保育施設の設置者の皆さんへ

認可外保育施設の設置の届け出はお済みですか？

問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3390 FAX229-3451

児童福祉法施行規則の改正(令和元年7月1日施行)により、病院や企業などの事業所内で従業員の子どもの保育する施設は、県へ設置に関する届け出をする必要があります。

届け出が済んでいない場合は、9月30日(月)までに津市を通じて届け出をしてください。



無償化のための手続き

認可外保育施設が、幼児教育・保育の無償化の適用対象施設となるには、認可外保育施設の設置の届け出の後、津市が行う子ども・子育て支援施設等の確認を受ける必要があります。

届け出が必要となる施設

認可外の事業所内保育施設で届け出をしていない施設。届け出済みの施設一覧は、三重県ホームページで確認できます。

HP 三重県 認可外保育施設一覧表

届け出先

三重県子ども・福祉部少子化対策課保育サービス・幼保連携班 ☎224-2268

※提出は、市子育て推進課(市外の施設の場合は施設が所在する市町)を通じて行ってください。

届け出様式など

届け出様式や認可外保育施設指導監督基準は、三重県ホームページからダウンロードできます。

HP 三重県 認可外保育施設 届け出



津市文化振興基金自主事業

羽田朝子記念映画上映会を開催！



問い合わせ 文化振興課 ☎229-3250 FAX229-3344

日活撮影所に勤め、石原裕次郎さんの付き人をしていた故・羽田朝子さんは、生前、自分の遺産を両親の故郷である津市の文化的・芸術的な事業に役立ててほしいと希望され、平成22年に亡くなられた後、多額の寄付をしていただきました。映画に携わってこられた羽田さんへの感謝の思いを込めて、記念映画上映会を開催します。

開演時間

いずれも13時(12時30分開場)



と き	ところ	上映タイトル
7月19日(金)	美里文化センター文化ホール	グレイテスト・ショーマン(105分)※ 小原庄助さん(94分)
7月29日(月)	サンヒルズ安濃ハーモニーホール	羊の木(126分) 一人息子(87分)
8月9日(金)	白山総合文化センターしらさぎホール	焼肉ドラゴン(122分)※ 東京五輪音頭(94分)
8月24日(土)	一志農村環境改善センター多目的ホール	体操しようよ(109分)※ 喜劇 女もつらいわ(78分)
9月6日(金)	芸濃総合文化センター市民ホール	ばあちゃんロード(89分) 喜劇 大風呂敷(85分)
9月13日(金)	美杉総合文化センター多目的ホール	家族はつらいよ2(108分)※ 父ありき(94分)
10月4日(金)	サンデルタ香良洲多目的ホール	巫女っちゃけん。(98分) 雨の中に消えて(100分)
10月10日(休)	河芸公民館大ホール	日は好日(100分)※ 赤い波止場(99分)
11月22日(金)	アストプラザアストホール	超高速！参勤交代リターンズ(119分)※ 長屋紳士録(72分)
11月29日(金)	津リージョンプラザお城ホール	モリのいる場所(99分) 別離(70分)※

- 各会場、上段の映画から上映し、間に15分ほど休憩があります。
- ※印はバリアフリー映画(日本語字幕付き)です。



土砂災害避難施設・土砂災害避難協力施設の募集

問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

土砂災害を受ける可能性が高い区域または土砂災害の恐れのある区域に所在する指定避難所の代替施設として、土砂災害避難施設と土砂災害避難協力施設を募集しています。特に土砂災害警戒区域に指定されている久居・美里・白山・美杉地域で募集しています。ぜひご協力ください。

対象 次の要件を満たす建物

土砂災害避難施設

- ①土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺にある建物
- ②避難スペースが十分に確保でき避難スペースまで安全な避難経路を有する建物
- ③浸水や暴風により構造耐力上支障のある事態を

生じない構造の建物

- ④日常的に使用され、または管理されている建物
- ⑤指定避難所として指定されていない建物
- ⑥いつでも避難できる建物

土砂災害避難協力施設

- 上記①～⑤の建物
- 所有者または管理者が認める日時に限り避難することができる建物

申し込み 申込用紙を防災室または各総合支所地域振興課へ

※申込用紙は津市ホームページからもダウンロードできます。



その命を救えるのはあなたです

応急手当講習会

問い合わせ 消防救急課 ☎254-1600 FAX254-1607



周囲の人が突然倒れたら、119番通報するとともに適切な応急手当が必要です。

過去に講習会を受講したことのある人も、応急

講習会の内容

救命入門コース 1時間30分	心肺蘇生法 (AEDの使用法を含む)	
普通救命講習Ⅰ 3時間	主に成人に対する	●心肺蘇生法
普通救命講習Ⅱ※ 4時間	主に成人に対する	●AEDの使用法
普通救命講習Ⅲ 3時間	主に小児に対する	●異物除去
		●止血法
上級救命講習※ 8時間	普通救命講習の内容および外傷の 手当・傷病者管理法・搬送法	

※筆記・実技試験有り

手当の知識・技能を忘れることなく維持向上するため、3年に1回程度再受講することをお勧めします。1人でも気軽にお申し込みください。

開催日程

コース名	と き	ところ	電話番号	申し込み
普通救命講習Ⅰ 9:00～12:00	4・8・12月の 第2日曜日	中消防署	☎226-2580	開催月の 前月末日 までに各 消防署へ
	5・9・3月の 第2日曜日	北消防署	☎232-3092	
	6・10・2月の 第2日曜日	久居消防署	☎254-1111	
	7・11・1月の 第2日曜日	白山消防署	☎262-1044	
上級救命講習 9:00～18:00	3月(白山消防署)、6月(北消防署)、9月(中消防署)、 12月(久居消防署)に実施しています。詳細な開催日時 などは改めて広報津でお知らせします。			

※上記以外の講習会の申し込みについては、最寄りの消防署へお問い合わせください。



夏休み親子水道教室 参加者募集

問い合わせ 水道総務課 ☎237-5811 FAX237-5819



8/1 木 9:30~16:00 片田浄水場ほか

施設の見学や実験などで水道水ができるまでを学んでみませんか。

対象 市内に在住・在学の小学4年生と保護者

定員 抽選25組(50人)

費用 500円/組

申し込み はがきに住所、児童と保護者の氏名(ふりがな)、電話番号、学校名を記入し、水道総務課(〒514-0073 殿村5)へ

締め切り 7月16日(火)必着





一身田寺内町でタイムトリップ！

第17回歴史まるごと体験塾 参加者募集

問い合わせ 教委生涯学習課 ☎229-3251 FAX 229-3257

7/30火・31水 (1泊2日) 宿泊場所 高田会館(一身田町)

400年以上もの歴史があるといわれる一身田の寺内町で歴史や文化に触れ、さまざまな体験を楽しみましょう。

内容 昔の遊びの体験、紙すき、こんにやく・和菓子作り体験、寺内町探検活動など

対象 小学5・6年生

定員 抽選40人

費用 9,000円

申し込み はがき、またはEメールで「歴史まるごと体験塾参加申し込み」と明記し、住所、児

童と保護者の氏名(ふりがな)、電話番号、学校名、学年、性別を教委生涯学習課(〒514-0035 西丸之内37-8、☎229-3248@city.tsu.lg.jp)へ
締め切り 7月11日(木)必着



受講者募集！

津うのお菓子屋さんが教えるスイーツ教室

問い合わせ 商業振興労政課 ☎229-3169 FAX 229-3335

パティシエと一緒に楽しくお菓子を作ってみませんか。

	とき	内容(講師店名)	費用 (材料費含む)
①	7月30日(火) 14時～16時	グレープフルーツゼリーと セミフレッド(アイス)作り (和洋菓子店 岡田屋)	1人800円
②	8月5日(月) 14時～16時	桃のヴェリーヌと 桃のショートケーキ作り (仏蘭西菓子 ルフラン)	1人800円
③	8月27日(火) 14時～16時	パンケーキ作り (パティスリー&ブーランジェリー ラ パルム・ドール)	1人800円

ところ 中央公民館
調理実習室

対象 小中学生と
保護者(保護者1人
に子ども2人まで)

定員 抽選各12組

申し込み 直接窓口または、はがき、Eメールで住所、氏名、年齢、電話番号、参加希望回(いずれか1回)を商業振興労政課(〒514-8611 住所不要、☎229-3114@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月12日(金)必着



夏休みわんぱく学校

たのしいフクロウ教室 参加者募集

問い合わせ 教委久居教育事務所 ☎255-8861 FAX 256-3931

8/7 水 9:30～11:30
久居公民館3階大会議室3

巣箱に卵を生みヒナを育てるフクロウ。ヒナは何を食べるの？鳴き声は？天敵は？親鳥はどこで餌を取るの？など、ビデオ、ゲーム、工作を使って楽しく学びます。全国野生生物保護実績発表大会で文部科学大臣賞受賞の四日市西高校「自然研究会」の皆さんが楽しい教室を開いてくれます。

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 抽選10組(20人)

費用 300円/組

申し込み 往復はがきで教室名、氏名(ふりがな)、学校名、学年、性別、保護者の住所・氏名、電話番号を教委久居教育事務所(〒514-1125 久居元町2354)へ ※はがき1枚につき1組

締め切り 7月17日(水)必着





夏休み森と緑の親子塾 参加者募集



問い合わせ 林業振興室 ☎262-7025 FAX264-1000

8/4 日 10:00~15:00 津市木材処理加工施設(美杉町上多気、道の駅美杉西側)

内容 林業体験、木工教室など
対象 市内に在住・在学の小学生と保護者
定員 抽選20組(1組3人まで)
持ち物 昼食、飲み物、タオル、帽子、レジャーシート、健康保険証
申し込み はがき、またはファクス、Eメールで住所、参加者全員の氏名、電話番号、学校名、学年、希望木工品(プランター、マガジンラック、木製掛け時計、本立て、ランプシェードのいずれか)を林業振興室(〒515-2603 白山町川口892、☎262-7025@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月12日(金)必着



※この事業は「みえ森と緑の県民税市町交付金事業」を活用しています。



津市森林セラピー基地ウオークイベント 第7回夕涼みウオーク 参加者募集

問い合わせ 美杉総合支所地域振興課 ☎272-8082 FAX272-1119

8/25 日 16:00~20:00(受け付けは15:30~) 北畠歴史探索コース ※道の駅美杉集合

歴史情緒あふれる山里を日が暮れてから歩く珍しいイベントです。立ち並ぶ竹灯籠と、手持ちちょうちんの明かりに照らされ、風情ある夏の一夜をお過ごしください。

定員 先着50人
費用 2,000円(夕食代を含む)
申し込み 電話で美杉総合支所地域振興課へ
申込期間 7月22日(月)~8月16日(金)



なくそう！望まない受動喫煙

健康増進法改正 来年4月1日から全面施行

改正のポイント

- 望まない受動喫煙をなくすことを目指します。
- 受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病人などに特に配慮します。
- 施設・場所ごとに喫煙できる場所、喫煙できない場所を明らかにし、標識を掲示します。

受動喫煙とは

他人の喫煙によるたばこから発生した煙にさらされることです。がんや呼吸器の病気など健康への影響があるため問題になっています。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

HP



20歳未満の
立入禁止

20歳未満の火は
喫煙エリアへ立入禁止に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

問い合わせ 健康づくり課 ☎229-3310 FAX229-3346



お知らせ

引き忘れ・納め忘れにご注意を 市民税・県民税の特別徴収

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

市民税・県民税の特別徴収は、特別徴収義務者である事業主が従業員に代わって、毎月の給与から税額を差し引いて市へ納入する制度です。特別徴収義務者には5月15日付で税額決定通知書と納入書を送付しましたので、内容を確認の上、取扱金融機関などで納入してください。

市民税・県民税の特別徴収税額の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日、初回の納期限は7月10日(水)です。10日が土・日曜日、祝・休日に当たる場合は、その翌日になります。

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「被災証明書」を提出してください。

内容 被災の程度に応じた割合で減免

対象

▶市・県民税

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合 ※所得制限あり
- 災害により死亡した場合など

▶固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地
- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

マイナンバーカードの申請を

市民課

☎229-3198 FAX221-1173

マイナンバーカード(顔写真付き)は、マイナンバーの証明や本人確認の際の身分証明書として使用できます。



マイナンバーカード(表)



マイナンバーカード(裏)

また、津市では来年3月から、コンビニ等で住民票の写しや印鑑登録証明書などの取得が可能になります。詳しい内容や開始日は、後日広報津などでお知らせします。

マイナンバーカードの申請方法や交付については、市民課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

第69回“社会を明るくする運動” 強調月間7月1日～31日

福祉政策課

☎229-3283 FAX229-3334



社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの改善更生について理解

を深める全国的な運動です。

津市では、第69回“社会を明るくする運動”津市推進委員会が組織され、市長を委員長として7月1日(月)に近鉄津新町駅で、7月8日(月)には近鉄久居駅で啓発活動を行います。



イベント

友好都市上富良野町の 写真パネル展

市民交流課

☎229-3102 FAX227-8070

7月30日の友好都市提携日を記念し、四季折々の美しい写真で北海道上富良野町の魅力を紹介します。

とき 7月29日(月)～8月16日(金)

ところ 市本庁舎1階ロビー



三重短期大学 オープンキャンパス

三重短期大学事務局

☎232-2341 FAX232-9647

ミニ講義、実験・実習やキャンパスツアー、個別相談会などを通じ、三重短期大学の魅力を紹介します。

とき いずれも13時～16時

- 8月20日(火) 生活科学科生活科学専攻
- 8月21日(水) 生活科学科食物栄養学専攻
- 8月22日(木) 法経科第1部・第2部

※それぞれの学科・専攻を中心に紹介しますが、都合のよい日程でご参加ください。

ところ 三重短期大学41番教室



募集

津市青少年文化芸術祭 舞台発表部門出演者

文化振興課

☎229-3250 ☎229-3344

小学生から高校生までの文化芸術祭の出演者を募集します。あなたも自分を表現してみませんか。

と き 来年1月25日(土)10時～

ところ 津リージョンプラザお城ホール

対象 市内に在住・在学の小学生～高校生

内容 歌、楽器演奏(吹奏楽・太鼓等)、劇(演劇・放送劇等)、ダンス(よさこい・ヒップホップ等)、伝統芸能(舞踊・邦楽・唄等)、マジック、漫才など舞台発表ができるもの ※出演時間は入退場の時間を含め15～30分程度(出演者数により調整する場合あり)。また、使用できる音響設備、照明設備には制限があります(反響板は使用不可)。

申し込み 所定の応募用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送で文化振興課(〒514-8611 住所不要)へ ※応募用紙は文化振興課または各総合支所地域振興課にあるほか、津市ホームページからもダウンロードできます。

締め切り 9月30日(月)必着



こども景観絵画コンクール

都市政策課

☎229-3290 ☎229-3336

「わたしの好きな津市の風景」をテーマに、まちなみ、自然、昔ながらの建物など津市の風景を描いてみませんか。参加賞としてご応募いただいた作品が描

かれた缶バッチをプレゼントします。

対象 市内に在学の小学生

応募条件

- 四つ切画用紙(横使用のみ)
- 立体物は使用不可
- 自作・未発表のもの
- テーマに対応した作品
- 表現に工夫がされている作品
- 応募点数は1人1点

応募方法 応募票を作品の裏面に貼付し、小学校に提出 ※応募票は市内の小学校に配布するほか、津市ホームページからもダウンロードできます。

応募期間 7月16日(火)～9月6日(金)

※詳しくは津市ホームページをご覧ください。

HP 津市 こども景観絵画 検索

白山総合支所 木造住宅の耐震相談会

建築指導課

☎229-3187 ☎229-3336

木造住宅の耐震診断・耐震補強工事における補助制度・補強方法・費用などについて、建築士と市職員が相談に応じます。また、ブロック塀等の防災対策や撤去改修補助制度についてもご相談ください。

と き 7月10日(水)10時～15時

ところ 市白山庁舎1階アトリウム

申し込み 電話で建築指導課へ

安濃ふれあい農園利用者

安濃総合支所地域振興課

☎268-5517 ☎268-3357

貸農園で土と親しみ、収穫の喜びを味わいませんか。

利用期間 令和元年8月1日～令和2年3月31日(以後も更新可能)

ところ 安濃町内多1038-1

面積・費用 1区画当たり約19㎡、年額3,000円

募集区画 抽選6区画

申し込み 安濃総合支所地域振

興課にある申込書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送で安濃総合支所地域振興課(〒514-2326 住所不要)へ

※申込書は津市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 7月2日(火)～11日(木)

一志児童館地域交流会

一志児童館

☎293-0936

いきいきサロン「フレンド」との交流会です。

と き 7月27日(土)10時～

ところ 一志児童館

内容 季節の小物作り

対象 市内に在住の高校生以下(就学前の子どもは保護者同伴)

定員 先着15人

申し込み 電話で一志児童館へ

申込開始日 7月8日(月)

さわやかリズム運動教室

橋南公民館

☎226-3220 ☎226-3220

流行している曲、歌い継がれている音楽を楽しみながら、リズム運動上級者指導の下、健康づくりを始めませんか。10月19日(土)に橋南公民館文化祭で発表もします。

と き 7月22日～来年3月23日の第2・4月曜日13時30分～15時30分(全15回)※祝・休日の場合変更あり

ところ 橋南公民館 ※駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

対象 市内に在住・在勤・在学の人

定員 抽選20人

費用 4,500円(講座初日に支払い)

申し込み 返送用のはがきを持参し直接窓口、または往復はがきに講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を橋南公民館(〒514-0835 幸町18-22)へ

締め切り 7月12日(金)必着

まちの 情報ひろば

お知らせ

サマージャンボ宝くじ発売!

宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。発売期間は7月2日(火)～8月2日(金)です。

問 三重県市町村振興協会(☎225-2138)

イベント

三重県農林漁業

就業・就職フェア2019

農林漁業に就業・就職を希望する人と農林漁業者とのマッチングを行います。

日 7月20日(土)13時～15時30分

場 県文化会館 2階第1ギャラリー(県総合文化センター内)

問 三重県農林水産支援センター(☎0598-48-1226)

三重県いなば園納涼大会

納涼大会を一緒に楽しみましょう。模擬店もあります。ボランティアも募集中です。

日 7月20日(土)18時～20時 ※雨天中止 場 三重県いなば園(稲葉町)

問 同園(☎252-1780)

募 集

福祉・保育・看護の就職フェア

日 7月21日(日)①10時～12時 ②13時～15時30分 場 メッセウイング・みえ ※近鉄津新町駅から無料シャトルバスあり 内 ①就活応援セミナー ②就職活動

支援、求人情報の提供、福祉施設の個別面接会など ※託児あり、7月12日(金)までに要予約

申 郵送またはファクスで三重県福祉人材センター(〒514-8552 桜橋二丁目131、FAX222-0170)へ ※同センターホームページからも申し込みできます。

問 同センター(☎227-5160)

裁判所職員採用一般職試験

(裁判所事務官・高卒者区分)

日 第1次試験 9月8日(日) 対 2019年4月1日現在高校卒業後2年以内の人または2020年3月末までに高校を卒業する見込みの人 ※受付期間、申し込み方法など、詳しくは裁判所ホームページをご覧ください。

問 津地方裁判所事務局総務課(☎226-4876)

スポーツ通信

対 市内に在住・在勤・在学の人

申 津市スポーツ協会にある申込用紙

■津市民体育大会

種 目	と き	と ころ	対 象	定員(先着)	申込期間
フェンシング	8月12日(月・休)	サオリーナサブアリーナ	小学生以上	50人	7月8日(月)～8月2日(金)
マレットゴルフ	8月17日(土)	海浜環境公園マレットゴルフ場(栗真町屋町)	18歳以上(高校生不可)	なし	7月10日(水)～31日(水)
軟式野球	8月17日(土)～20日(火)	安濃中央総合公園内野球場、芸濃グラウンドなど	中学1・2年生	22チーム	7月8日(月)～8月5日(月)
水泳	8月25日(日)	久居中央スポーツ公園内プール	50m完泳できる小学生以上	200人	7月8日(月)～31日(水)
バレーボール(一般女子の部)	8月25日(日)	安濃中央総合公園内体育館	18歳以上(高校生不可)	20チーム	7月8日(月)～8月9日(金)
ゴルフ	8月27日(火)	名松・ゴルフクラブ(一志町波瀬)	小学4年生以上	180人(45組)	7月10日(水)～8月15日(木)

■津市民スポーツ教室

種 目	と き	と ころ	対 象	定員(先着)	申込期間
柔道	8月3日(土)・4日(日)10:00～16:00	三重武道館柔剣道場	小学生～高校生	90人	7月8日(月)～26日(金)
ボウリング	8月9日(金)13:00～14:30	久居ボウリングセンター(久居井戸山町)	小学生	30人	7月8日(月)～8月5日(月)
	8月24日(土)10:30～12:00、25日(日)13:30～15:00	津グランドボウル(垂水)	小学生	各50人	7月8日(月)～8月20日(火)
少林寺拳法	8月10日(土)17:00～18:00	三重津東道院(栗真小川町)	小学生以上	10人	7月8日(月)～8月5日(月)
剣道	8月12日(月・休)9:00～16:30	サオリーナメインアリーナ	市内中学校の剣道部	なし	7月8日(月)～31日(水)
バドミントン(中学生の部)	8月19日(月)・21日(水)10:00～17:00、22日(木)9:00～17:00	サオリーナメインアリーナ	市内中学校のバドミントン部	250人	7月8日(月)～8月2日(金)
スポーツウエルネス吹矢	9月8日(日)①10:00～12:00 ②13:30～15:30	サオリーナサブアリーナ	小学生以上 ※①は経験者のみ	50人程度	7月17日(水)～8月16日(金)

に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクスで同協会(〒514-0056 北河路町19-1 メッセウイング・みえ 1階、FAX273-5588)へ

※費用など詳しくは、同協会にお問い合わせいただくか、同協会ホームページをご覧ください。

問 同協会(☎273-5522)



自衛官等募集

防衛省では、来年春採用の自衛官(航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生)と学生(防衛大学校、防衛医科大学校医学科・看護学科)を募集します。詳しくは自衛隊三重地方協力本部ホームページをご覧ください。

問 同本部津募集案内所(☎224-4324)

津市ファミリー・サポート

緊急サポート提供会員養成講座

津市ファミリー・サポート・センターは、子育てを地域で支え合う仕組みを提供しています。子ども・子育て支援に大切な知識を学んでみませんか？

日 7月20日(土)・21日(日)・27日(土)・28日(日)、8月3日(土)
場 中央公民館 費 2,500円(テキスト代)

申 電話またはファクスで同センター(☎236-0120、FAX236-0121)へ



県営住宅7月定期募集

申 7月2日(火)～31日(水)に三重県各建設事務所または県営住宅指定管理者にある申込用紙に必要事項を記入し、郵送で各指定管理者へ ※消印有効

県営住宅の所在地	指定管理者
【北勢ブロック】 桑名市、川越町、 四日市市、鈴鹿市、 亀山市	鈴鹿亀山不動産事業 協同組合(〒510-0253 鈴鹿市寺家町1085-1、 ☎059-373-6802)
【中勢伊賀ブロッ ク】 津市、伊賀市、 名張市	伊賀南部不動産事業 協同組合(〒514-0008 津市上浜町一丁目5-1 エトアール津102、☎ 221-6171)
【南勢・東紀州ブ ロック】 松阪市、伊勢市、 尾鷲市、熊野市、 御浜町	三重県南勢地区管理 事業共同体(〒514- 0008 津市上浜町一丁 目5-1 エトアール津 102、☎222-6400)

※詳しくは各指定管理者へお問い合わせいただくか、三重県ホームページをご覧ください。

友好都市提携記念

第31回 鎮江杯争奪卓球大会

日 8月9日(金)～11日(日・祝)

場 サオリーナ 対 市内に在住・
在勤・在学の人 費 団体戦…小
中学生無料、一般2,000円 個人
戦…小中学生300円、一般800円
申 7月1日(月)～18日(木)に津
卓球協会ホームページから

問 津市スポーツ協会(☎273-5522)



地域で管理栄養士・栄養士として 一緒に活動しませんか

日 7月17日(水)10時～11時 場
津リージョンプラザ2階栄養指導
室 内 三重県地域活動栄養士連
絡協議会津支部の加入説明など

申 同支部担当(☎253-5058)へ

女子力UP講座

と き	内容・定員	費 用
8月17日(土) 9時30分～12時	浴衣の着付け 20人	500円
9月21日(土) 9時30分～12時	メイク・スキ ンケア 25人	3,000円
10月19日(土) 9時30分～12時	コミュニケー ションスキル (ホスピタリ ティトレーニング) 40人	300円
11月16日(土) 9時30分～12時	ストレッチ 40人	500円
12月21日(土) 9時～13時	家庭料理(作 り置きおかず など) 30人	1,000円

場 久居総合福祉会館 ※12月21
日(土)は久居公民館 対 平成元
～13年生まれの人

申 各開催日の2週間前までに、
所定の申込用紙に必要事項を記

入し、ファクスまたはEメール
で津市スポーツ・レクリエーショ
ン協会事務局(スポーツ振興課
内、FAX229-3247、✉sporec_
tsu@yahoo.co.jp)へ

問 同事務局(スポーツ振興課内、
☎229-3254)

チャレンジ クッキング

僕も私も名コック!!(子どもの食育)

日 7月26日(金)10時～13時

場 南が丘会館調理室 内 ポケッ
トサンドなど ※エプロン、三
角巾、布巾2枚を持参 対 小学
4年生以上 定 20人 費 1人
400円(材料費を含む)

申 電話またはEメールで住所、
氏名、電話番号を食生活改善推
進協議会津支部担当(☎090-
6369-4985、✉h.iimura8031
@gmail.com)へ

ジュニアゴルフ教室

と き	ところ
毎週土・日曜日 12時～16時	津カントリー倶楽部 (片田長谷町)
毎週日曜日 13時～16時	青山高原カントリー クラブ(稲葉町)

対 小中学生 定 各会場10人 費
1,000円/月

※初回のみ登録料1,000円必要

申 津市ゴルフ協会(☎237-1095)
へ

津市民親睦テニス大会

日 8月25日(日) ※雨天の場合
は9月1日(日) 場 古道公園内
テニスコート 内 男子・女子・
混合ダブルス 対 市内に在住・
在勤で満60歳以上の男性と満
50歳以上の女性 定 40人
費 1人500円(当日に徴収)

申 7月14日(日)～28日(日)にファ
クスで住所、氏名、生年月日、年
齢、性別、電話番号を津シニアテ
ニス連盟担当(FAX268-3445)へ
※個人で申し込み(ペアでの申し
込みは不可)

問 同担当(☎090-7675-3323)

募 集

古式泳法水泳教室

津市指定無形文化財の古式泳法「観海流」。ゆっくり遠くまで泳ぐ技を楽しく学んでみませんか。

日 7～12月は第1・3火曜日、1月は第3・4火曜日、いずれも18時～19時30分 **場** サオリーナ屋内プール **対** 小学生～高校生
申 同教室担当(☎090-3151-1853)へ



津市民サイクリング

日 7月28日(日) 9時～15時 **場** 市安濃庁舎駐車場集合 **内** 谷川土清旧宅(八町三丁目)、円光寺(河芸町上野)などを巡るコース **定** 50人 ※小学生以下保護者同伴 **費** 1,000円
申 7月18日(木)までに所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送またはファクスでサカグチサイクル担当(〒514-1118 久居新町741、☎255-2730)へ
問 同担当(☎090-4791-6252)

伊勢本街道奥津宿ウオークとあまごつかみ

日 7月28日(日) 9時～ **場** 伊勢奥津駅前観光案内交流施設「ひだまり」前集合 **定** 50人 **費** 1人1,500円(幼児同額、昼食代を含む)
申 7月15日(月・祝)までに電話またはファクスで、伊勢本街道を活かした地域づくり協議会(☎・FAX 212-0168)へ



放送大学10月入学生

放送大学はテレビ、ラジオ、インターネットを利用して学べる通信制の大学です。働きながら幅広い分野について学べ、15歳以上の人なら、誰でも試験なしで入学できます。 ※卒業を目指す場合は、18歳以上で大学入学資格が必要です。詳しくはお問い合わせください。

申 9月20日(金)までに同大学本部へ
問 同大学三重学習センター(☎233-1170)

第7回森の音楽祭

日 7月28日(日) 11時～15時(受け付けは10時～) ※雨天中止 **場** 君ヶ野ダム、杣の森(美杉町八手俣) **内** 南米音楽の歌や踊り、水遊び、石窯ピザ焼き体験など **定** 200人 **費** 1,000円(当日1,500円) ※小学生以下無料
申 7月10日(水)までに電話またはEメールで同音楽祭担当(☎090-9181-4554、✉info@difar.jp)へ ※同音楽祭ホームページからも申し込みできます。

HP @difarnpo



子ども料理体験教室

日 7月14日(日) 10時～13時 **場** 橋南市民センター調理室 **内** 夏野菜のドライカレー、すいかとフルーツのゼリー寄せ **対** 市内に在住の小学生(保護者見学可) **定** 先16人 **費** 1,000円



申 7月6日(土)～10日(水)にすきこクラブ代表(☎090-1411-5368)へ

鈴鹿工業高等専門学校体験講座

とき(8月)	テーマ(対象)	定員(抽選)
6日(火)・7日(水)	身のまわりのおもしろ化学実験(中学生)	各32人
6日(火)・7日(水)	楽しい電子回路工作(中学生)	各20人
8日(木)	マイコン電子制御 ①IchigoJamでプログラミング入門(小学6年生～中学生) ②Arduinoで演奏と距離計測(中学生)	①20人 ②20人
8日(木)・9日(金)	ポンポン船でサイエンス(中学生)	各20人
24日(土)・25日(日)	機械工学のひとつま～ロボットを組み立てて動かしてみよう～(中学生：3年生優先)	各20人
24日(土)・25日(日)	ひらめき☆ときめきサイエンス「光で発電！一から作る、あなたが作る太陽電池」(中学生)	各10人

場 同校 **費** 50円(保険料) ※ひらめき☆ときめきサイエンスは無料

申 7月10日(水)までに同校ホームページから ※ひらめき☆ときめきサイエンスは7月19日(金)まで
問 同校総務課(☎059-368-1717)

健 康

転倒予防教室

日 7月25日(木) ①10時～11時 ②11時15分～12時15分 ※①②は同内容 **場** 津センターパレス地下1階市民オープンステージ **内** 講話「熱中症予防について」と転倒予防体操 **対** 市内に在住の65歳以上 **定** 各60人
申 津市社会福祉協議会津支部(☎213-7111)へ

第253回住民健康講座

日 7月11日(木) 14時～15時 **場** 久居公民館 **内** 中瀬実さん(なかせ歯科院長)による講演「お口の健康Q&A」
問 久居一志地区医師会(☎255-3155)



薬を知る講座

日 7月14日(日)10時～12時 **場** 津リージョンプラザ2階第2会議室 **内**「眠れない夜の薬の話～不眠・不安時の薬と上手に付き合う方法～」をテーマに薬剤師による薬の効能の解説と個人相談など
問津薬剤師会(☎255-4387)

うつ病の方を支える家族教室(全4回)

日 7月19日、8月16日、9月20日、10月18日いずれも金曜日 13時30分～15時30分 **場**立こころの医療センター2階講堂(城山一丁目) **対**うつ病と診断された人の家族
申同センター(☎235-2125)へ

第9回出前！市民公開講座

日 7月31日(水)15時～16時 **場**津リージョンプラザ1階中央保健センター **内**中野学さん(三重中央医療センター臨床検査技師)による講演「食中毒について」
問同医療センター(☎259-1211)

健康寿命延伸のための公開講座

日 8月2日(金) **場**三重県医師会館1階健康教育室(桜橋二丁目)

時 間	内 容・講師
13時30分～14時30分	講演1「認知症予防の最新情報」 佐藤正之さん(三重大学認知症センター長)
14時30分～15時30分	講演2「認知症予防の食事」 小畑ルミさん(管理栄養士)
12時30分～16時30分	管理栄養士による栄養相談、BCチェッカー、体組成測定

問三重県栄養士会(☎224-4519)

健康寿命を延ばすオーラルフレイル予防～人は口からダメになるしかし人は口から再生する～

日 7月28日(日)14時～16時 **場** 県生涯学習センター2階視聴覚

室(県総合文化センター内) **内**中澤桂一郎さん(利根歯科診療所所長)による歯科医療に関する講演
問「保険でより良い歯科医療を」三重連絡会(☎225-1071)

みえ理学療法フェスタ2019～あなたの体力や姿勢はどの程度？～

同年代の標準値と比較できる体力測定や姿勢測定で、自分の体の状態を確認し、介護予防や生活習慣病予防につなげませんか。
日 7月14日(日)10時～15時 **場** イオンタウン津城山1階森の広場
問三重県理学療法士会担当(☎059-330-6644)

市民健康公開講座

日 7月28日(日)13時30分～15時30分 **場**三重県鍼灸会館2階会議室(栄町二丁目) **内**高山明さん(三重県防災企画・地域支援課防災技術指導員)による講演「自然災害から身を守ろう！」
問三重県鍼灸マッサージ師会(☎246-7427)

下肢静脈瘤^{りゅう}公開講座

日 8月4日(日)13時～15時30分(講演は14時～14時30分) **場** 松阪フレックスホテル2階ベルホール(松阪市) **内**草川均さん(おおたクリニック医師)による静脈瘤に関する講演、個人相談
定100人

申 7月27日(土)までにはがき、またはファクス、Eメールで住所、氏名、電話番号をコヴィディエンジャパン株式会社エンドヴィーナス事業部内 市民公開講座事務局(〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス22階、☎03-6774-4640、✉dl.japane@shimin-seminar@medtronic.com)へ ※定員締め切り後に届いた応募にのみ連絡します。
問同クリニック(☎0598-29-1213)

無料相談

津市一日合同相談

日 7月17日(水)10時～12時、13時～16時 ※受け付けは9時45分～15時30分 **場**アスト津5階ギャラリー1 **内**弁護士、税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政相談委員(市政相談員)、消費生活相談員などによる相談 ※弁護士による相談(1人30分以内、**定**先20人)は予約が必要です。
申 7月4日(木) 8時30分から電話で地域連携課(☎229-3105)へ



社労士による労働相談(要予約)

日 毎週水曜日13時～16時 ※祝・休日、年末年始を除く **場**三重県社会保険労務士会(島崎町) **内**解雇、賃金、セクハラ、人事、配置転換、労働契約などの相談
申同会総合労働相談所(☎228-6064)へ

登記相談(要予約)

日 毎月第2・4火曜日13時～16時 **場**三重県土地家屋調査士会館(河辺町) **内**不動産(土地・建物)の調査、測量、表示登記、境界の相談
申同調査士会(☎227-3616)へ

カウンセラー相談(面談・電話) 専用電話229-3120

とき(毎月)	内 容
第1～4火曜日 13時～18時	面談・電話相談(予約優先)
第3火曜日 10時～12時	

※祝・休日、年末年始を除く **内**夫婦・親子の関係、生き方の問題など **対**市内に在住の人
問上記以外の時間は男女共同参画室(☎229-3103)

おわび 印刷版の広報津に誤字があったため、配布した広報津と一部表記が異なっています。

津市の空き家対策、その後

津市長 前葉 泰幸



近年、空き家の増加が深刻な社会問題となっています。

管理が不十分なまま放置され、崩れかかった空き家の塀が通学路に危険を及ぼしたり、敷地に雑草が繁茂し不衛生な状態となったりするなど、早急な対応が必要となる事案は、ここ津市においても増加の一途をたどっています。

■激増した空き家相談

国がその対策に乗り出し、空き家対策を推進する法律が成立したことを受け、津市は空き家の管理台帳を作成し、関係部局が連携して問題解決に当たるシステムを構築しました。その上で、平成28年夏に「広報津」で空き家問題の特集を組み、このコラムでも、お困りの方は市役所の専門窓口にご相談いただくよう呼び掛けたところ、3年間で462件、それまでの約2.5倍の相談が寄せられました。

■スピード感を重視した相談対応

新法では、倒壊の可能性があるなど特に危険度の高い空き家を、市が「特定空家等」として認定することになっています。近隣の住民の安全確保のためにも迅速な対応が求められるため、津市では国のガイドラインを基にして判定基準を定め、素早い決裁で認定を行います。相談を受けてからおおむね1週間程度で所有者に空き家が深刻な状態であることを認識させ、その後は危険度に応じて3カ月から半年ごとの定期パトロールによる現場確認により、改善されるまで繰り返し対応に当たります。



■お困りの方々の代弁者として

本庁では環境保全課の職員3名が空き地・空き家の相談窓口となり、空き家問題は専門知識を持つ建築指導課の職員3名に引き継がれます。

職員たちはひと月に平均95件の現場調査を実施し、所有者への通知は可能な限り郵送せずに直接訪問して手渡しなどして積極的に面談の機会を作るようにしています。世間話を交えつつ近隣の方々がお困りの様子を伝えてこそ、所有者の気持ちを後押しし、補修や解体へと踏み切っていただくことができると考えるからです。

■改善件数は県内最多

空き家対策を推進する法律は、所有者への助言・指導により改善を促すことに加え、勧告をする権限を市長に与えました。勧告を受けると、その敷地の固定資産税を軽減する特例措置が適用されずに固定資産税が6倍に跳ね上がることから、実際に勧告まで手続きを進めたところは全国でもわずか161の市町村にとどまっています。それでも、津市としては、管理責任を果たすことへの意識が薄く、再三の接触に無反応な所有者に対しては、毅然たる態度で臨むこととし、6つの案件に対し勧告を出しました。

このような取り組みが功を奏したのか、津市では「特定空家等」として認定された260件のうち107件が改善され、県内最多の実績となりました。

■粘り強く、とことん話し合う

とはいえ、未だ改善に向けて対応中の案件の中には、所有者が複雑な事情を抱えているため、改善したい気持ちがあっても現実には困難を極めるものが多く含まれることも事実です。中には、2年半の間に29回話し合い、うち20回は市外に居住する所有者を訪問するなどして、ようやく解体までこぎつけた事例もあったほどです。

一方で、相続により自らが空き家の所有者となっている認識がないまま通知を受け取り、驚かれることもあります。やっかいなのは、年数の経過とともに相続人の数が多くなった場合です。一昨年の秋には、19人の共有財産となっている空き家が問題となりました。市の担当者が1年半かけて所有者全員と個別に連絡し続けたところ、ついに所有者の一人が関係者に呼び掛け、話し合いの場が設けられることになりました。戸惑う相続人の方々の求めに応じ、津市としてもできる限りの支援を行ったことから、大人数であっても解体の合意形成が可能となりました。

■危険な空き家をつくりださないために

荒れ果てた空き家の一つ一つ解消していくと同時に、空き家を放置せずに利活用する対策を進めることも近隣住民の安全、安心な暮らしにつながります。

現段階では空き家を適正に管理できていても、先行きに不安を感じる所有者の方は少なからずいらっしゃいます。実際、平成29年から年に1度9月に開催している空き家に関する無料相談会には多くの方が来場されています。

相談会に参加した方々からは「役に立つ情報が得られた」「もっと回数を増やしてほしい」といった好意的な感想を頂いていることから、津市は専門家団体で構成される空き家ネットワークみえと協定を結び、空き家所有者からの相談にも対応できる体制を整えました。

近隣の危険な空き家でお困りの方のみならず、空き家の管理や利活用について相談をなさりたい所有者の方も、ぜひ窓口までお問い合わせください。お待ちしております。

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和元年 7月1日発行

令和元年 第3号

環境政策課

☎229-3139 FAX 229-3354



親子で学ぶ環境イベント参加者募集

水生生物調査学習会

川にすんでいる魚や水生昆虫の種類を調べて、川の水質を判定します。

と き 7月20日(土) 9時～11時 ※雨天時または川の増水時は7月27日(土)

ところ 長野川稲初橋付近(稲葉町)

対象 市内に在住・在学の小学3～6年生と保護者

定員 抽選20組(40人)

申し込み 7月10日(水)までの平日8時30分～17時に電話で環境保全課(☎229-3140)へ

夏休み子どもごみ教室

ごみ処理施設(西部クリーンセンターと津市リサイクルセンター)を見学して、ごみの減量やリサイクルについて学ぼう。パッカー車の乗車体験もあります。

と き 8月8日(木)13時～17時 ※雨天決行

集合場所 津リージョンプラザ正面玄関前

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 先着15組(30人)

申し込み 7月8日(月)からの平日8時30分～17時に電話で環境政策課(☎229-3258)へ

田中川干潟生き物観察会



ハクセンシオマネキほか、たくさんのカニや貝に触れて楽しく学ぼう。

と き 7月28日(日)8時30分～11時30分ごろ

集合場所 マリーナ河芸駐車場 ※小雨決行

対象 市内に在住・在学の親子

定員 先着20組(40人)

持ち物 あみ、飼育ケース、軍手、水筒など

申し込み 7月6日(土)～14日(日)9時～17時に電話で環境学習センター(☎237-1185)へ
※月曜日を除く

夏休み親子昆虫観察会

自然公園の昆虫たちを探してみよう!

と き 8月11日(日・祝)9時～12時ごろ
※少雨決行

集合場所 環境学習センター(津市リサイクルセンター2階)

対象 市内に在住・在学の親子

定員 先着20組(40人)

持ち物 あみ、虫かご、水筒など

申し込み 7月13日(土)～21日(日)9時～17時に電話で環境学習センター(☎237-1185)へ
※月曜日を除く

新エネルギー学習会

三重大学の実験施設や新青山高原風力発電所の見学、工作教室などを通して新エネルギーについて勉強します。

と き 7月28日(日)8時45分～16時 ※雨天決行

集合場所 津リージョンプラザ正面玄関前

対象 市内に在住・在学の小学4年生～中学生と保護者

定員 先着20組(40人)

費用 1組1,000円(当日徴収)

持ち物 昼食

申し込み 7月4日(木)からの平日8時30分～17時に電話で環境政策課(☎229-3212)へ



昨年水生生物調査学習会の様子



昨年の夏休み子どもごみ教室の様子



なくそう！ごみの不法投棄

山道の脇や空き地などの人目につかない場所へ家具や生活ごみ、家電製品、事業活動に伴って生じたごみを不法に投棄する行為が後を絶ちません。不法投棄は犯罪ですので絶対にやめましょう。

津市では不法投棄のないきれいなまちにするために巡回・監視パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めていますが、皆さんからの情報提供も不可欠です。通報のご協力をお願いします。

また、自治会に対して、不法投棄が多い場所に設置する看板(右図)を配布しています。詳しくは、環境政策課へお問い合わせください。



不法投棄禁止の看板

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄による問題

- 土壌や水質の汚染、悪臭など環境汚染の原因になる。
- 自然や景観を損なう。
- 不法投棄物を撤去し、自然を元の状態に戻すには、莫大(もくだい)な費用と時間を要する。



森林に投棄されたごみ



高架下に投棄されたごみ

不法投棄をされないために

不法投棄した人が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。

草が生えて見通しが悪い、車を止める場所があるといった状況だと不法投棄されやすいため、自分の土地を適正に管理して、不法投棄から守りましょう。以下の管理をすることで防止につながります。

- 見回りを定期的に行う。
- 草刈り、剪定などを定期的に行い、見通しの良いきれいな状態にしておく。
- 周囲や入口にロープを張る、柵を作る、車止めを置く。

所有者がしっかり管理している土地であることを印象付けるのが効果的じゃ！



見つけたら情報提供を

日時、場所、投棄者の性別、人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物などの情報を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

環境政策課 ☎ 229-3258
津警察署 ☎ 213-0110
津南警察署 ☎ 254-0110



》カラスの特性を知って、ごみ散乱防止対策を！

栄養価の高い食べ物が大好物！繁殖期には威嚇・攻撃も！

カラスは、脂肪分を多く含んだ栄養価の高い食品類が大好きです。色彩感覚に優れた目でごみの中から餌を見つけ出し、ネットの隙間や穴からくちばしで引っ張り出して食べます。

また、学習能力が高く、一度餌を見つけた場所や餌を取り出す方法を覚えているため、同じ集積所に繰り返しやってきてはごみを荒らしていきます。

4～7月ごろの繁殖期には、卵やひなを守るために神経質になり、人を威嚇・攻撃することがあります。樹木や電柱に小枝などで作られた皿形の巣や、地面に下りているひなの近くを通る場合は、むやみに刺激せず、迂回（うかい）できれば、帽子や傘で身を守りましょう。



細かい網目の防鳥ネットが効果的

カラスにごみを荒らされないようにするには、ごみ袋から餌となる生ごみを取り出せないようにすることが一番効果的です。

せっかく防鳥ネットを使用しても、カラスのくちばしを通る隙間や穴があると、そこから生ごみを引っ張り出されてしまいます。

集積所に出される燃やせるごみが全て収まる大きさのネットで、カラスのくちばしが入らないような細かい網目のものが効果的です。

また、ネットの端は地面との隙間ができないように水の入ったペットボトルやレンガなどできっちりと押さえることも大切です。



防鳥ネットの良い例・悪い例



＼良い例／

ネットの網目が細かい



ネットがしっかりと
押さえてある

＼悪い例／



ネットと地面や壁との
間が大きく開いている



クールシェアしよう

夏の暑い日は、エアコンの使用により多くの電力を消費します。家庭では、できるだけ複数のエアコンを使用せず、1部屋に集まり家族団らんをしながらエアコンを使用しましょう。

また、図書館のような公共施設や商店街、カフェなど身近な場所を利用することで涼しさを

シェア(共有)しましょう。電気代節約になるだけでなく、温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止につながります。

クールシェアで、家族や地域の絆を強めながら夏を快適に乗り切りましょう！



空き家の早期利活用のおすすめ

早い段階で利活用の決断を

空き家を所有した場合、敷地の除草や庭木の剪定、建物が破損した場合の改修など、維持管理のための費用が必要となります。また、人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあり、利活用も難しくなります。早い段階で以下のような取り組みを考えましょう。

売却する・賃貸に出す

ご自身で住む予定がない場合は空き家のままにせず、売却する・賃貸に出すなどの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

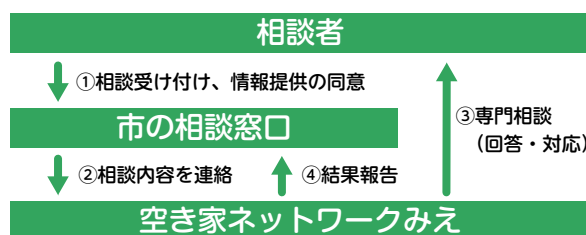
除却(解体)する

すでに老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむような場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。



所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、権利関係(登記など)をはじめ、売却・リフォーム・解体など、専門的な知識が必要です。津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、所有する空き家のお悩みや心配事の解決に取り組んでいますので、ご相談ください。



相談窓口

- 環境保全課(☎229-3398)または各総合支所地域振興課
- 空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018) ※土・日曜日、祝・休日を除く9時~12時、13時~17時



空き地を所有している人へ

空き地は、その所有者が適正に管理しなければなりません。適正管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなどし、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発する恐れがあります。このような状態にならないよう、空き地の所有者は適正な管理をお願いします。

雑草対策

- 適切な時期、頻度での刈り取り
- 防草シートの施工

刈り取った雑草は風で飛ぶことがあるよ！放置せずに適切に処分してね。



国保だより

令和元年 7月1日発行

令和元年 第1号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX 229-5001

令和元年度国民健康保険料納入通知書の送付

国民健康保険(以下「国保」という)の保険料納入通知書は、7月中旬に加入世帯の世帯主宛てに発送する予定です。

保険料の納付義務者は世帯主

世帯主に国保の資格がない場合でも、その世帯の世帯員が国保に加入しているときは、当該世帯主を国保の世帯主とし、国保各種の届け出義務と国民健康保険料(以下「保険料」という)の納付義務を負い、国保の現金給付を受ける権利があります。

保険料の計算方法

年間の保険料は次のように計算します。

国民健康保険料 = ①医療分保険料 +

②後期高齢者支援分保険料 + ③介護分保険料

①医療分保険料

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{医療分保険料} \\ \text{(限度額61万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \text{所得割額} \\ \text{(料率8.0\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人2万9,100円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{C} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯2万1,600円} \\ \hline \end{array}$$

②後期高齢者支援分保険料

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{後期高齢者} \\ \text{支援分保険料} \\ \text{(限度額19万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{D} \\ \text{所得割額} \\ \text{(料率2.9\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{E} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人1万500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{F} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯7,600円} \\ \hline \end{array}$$

③介護分保険料

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護分保険料} \\ \text{(限度額16万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{G} \\ \text{所得割額} \\ \text{(料率2.9\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{H} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人1万2,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{I} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯6,000円} \\ \hline \end{array}$$

※介護分保険料(介護保険第2号被保険者分)は、加入世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合に掛かります。

※令和元年度から限度額が変わりました。

所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額 × 料率

※基準総所得金額…所得合計額から基礎控除額33万円を差し引いた額(所得合計額が33万円以下の場合には0円)。なお、世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、世帯で合算。

保険料の計算例



世帯主42歳

前年中の収入は給与収入

250万円(給与所得157万円)

基準総所得金額は157万円

−33万円=124万円

配偶者38歳

前年中の収入は給与収入

103万円(給与所得38万円)

基準総所得金額は38万円

−33万円=5万円

子10歳

①医療分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

A 所得割額 (124万円+5万円)×8.0%=10万3,200円

B 被保険者均等割額 2万9,100円×3人分=8万7,300円

C 世帯別平等割額 1世帯につき2万1,600円

A+B+C=21万2,100円

②後期高齢者支援分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

D 所得割額 (124万円+5万円)×2.9%=3万7,410円

E 被保険者均等割額 1万500円×3人分=3万1,500円

F 世帯別平等割額 1世帯につき7,600円

D+E+F=7万6,510円

③介護分保険料

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に掛かります。

G 所得割額 124万円×2.9%=3万5,960円

H 被保険者均等割額 1万2,500円×1人分=1万2,500円

I 世帯別平等割額 1世帯につき6,000円

G+H+I=5万4,460円

国民健康保険料34万3,070円

= ①21万2,100円 + ②7万6,510円 + ③5万4,460円

保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額について軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円+28万円×被保険者数 以下
2割	33万円+51万円×被保険者数 以下

※所得割額は軽減となりません。

※軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告をしている人は特に手続きは必要ありません。

保険料の納付方法

普通徴収

保険料は、年金天引き(以下「特別徴収」という)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	9月 2日	9月 30日	10月 31日	12月 2日	12月 25日	来年 1月 31日	来年 3月 2日	来年 3月 31日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合は介護保険料のみを年金から徴収
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

	普通徴収で納付			特別徴収で納付			
納期限	第1期	第2期	第3期	徴収月	10月	12月	来年2月
	7月 31日	9月 2日	9月 30日				

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、印鑑、納入通知書または国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津州市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「令和元年度(平成30年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得が不明ということで、適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがあります。

旧被扶養者減免の改正

国民健康保険法施行令の改正で、旧被扶養者(被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療保険制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった者)の保険料の減免が令和元年度分以降の保険料から変更になります。

保険料区分	平成30年度分まで	令和元年度分以降
所得割	10割減額	10割減額
被保険者均等割	5割減額	資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間5割減額
世帯別平等割		

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届け出印)を持参の上、お申し込みください。申し込んだ月の翌月末の納期分から口座振替を開始します。

お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は、あなたが使っている薬を記録するための手帳ですので、医療機関や薬局に必ず持って行きましょう。また、お薬手帳は薬局ごとに持たず、1冊にまとめましょう。

お薬手帳のメリット

- 薬の重複や不適切な飲み合わせを防ぐことができる
- 副作用歴、アレルギー、過去の病気などが明確に伝えられる
- 災害時などにいつもの薬が分かる



津市国民健康保険加入中の40～74歳の人へ

特定健康診査の受診を

対象者(長期入院、施設入所者を除く)に、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付しています。健康管理のために、ぜひ受診しましょう。治療中の人も特定健診の対象です。治療のための検査以外の項目が含まれるかもしれませんので、受診券が届いたら早めに受診しましょう。詳しくは、受診券に同封の案内または広報津6月16号と同時期に配布の「令和元年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。なお、7月から、はがきや訪問で特定健康診査の案内と受診の呼び掛けを行いますので、ご理解ください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

☎229-3317 FAX 229-5001

国民年金からのお知らせ

令和元年 7月1日発行

保険医療助成課

☎229-3162 FAX 229-5001

産前産後期間の免除を開始

平成31年4月から、国民年金第1号被保険者に対する産前産後期間の保険料免除制度を開始しました。申請をすることで、出産予定日の前月から4カ月間(多胎の場合は6カ月間)の国民年金保険料(以下「保険料」という)が免除になり、免除期間は満額の基礎年金が保障されます。



対象

出産日が平成31年2月1日以降の人

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 出産予定日の分かるもの(母子手帳など)

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

保険料を納めることが難しい場合は

学生、失業、災害、所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、所得の基準を満たせば保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなかったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかったりする場合があります。

免除などの種類

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合



免除などの所得の基準

免除などが受けられる所得の基準は、次表のとおりです。

区 分		所得の基準 (前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)
全額免除		(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
一部免除	3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予		(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
学生納付特例		118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

免除などの申請手続き

申請可能期間の注意点

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます。
- 申請可能期間内に50歳に到達するときは、50歳到達月の前月までが納付猶予の対象期間です。
- 災害や失業などによる特例対象期間は、その該当月の前月から翌々年の6月までです。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- マイナンバーカードまたは通知カード(本人確認できるものも必要)
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書の原本または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

免除などの継続の取り扱い

全額免除・納付猶予に限り、翌年度以降も継続希望の旨を申請書に記載すると、あらためて申請しなくても引き続き審査を受けることができます。ただし、所得の申告が必要です。

災害や失業などによる全額免除(猶予)申請と一部免除申請、学生納付特例申請は、毎年申請が必要ですのでご注意ください。

免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

		老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
		受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合	受給資格期間への算入	
全額免除		○	○ 1/2(1/3)	○	
一部免除	3/4免除	○	○ 5/8(1/2)	○	
	半額免除	○	○ 6/8(2/3)	○	
	1/4免除	○	○ 7/8(5/6)	○	
納付猶予		○	×	○	
学生納付特例		○	×	○	
未納		×	×	×	

一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合のかつこ内は、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。ただし付加保険料の納付を開始できるのは申請月分からとなり、過去の分について申請することはできません。また保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることはできません。

例 付加保険料を10年間納めると・・・

付加保険料額

$$400円 \times 12カ月 \times 10年 = 4万8,000円$$

(払い込み月数) (総額)

受給額

$$200円 \times 12カ月 \times 10年 = 2万4,000円$$

(払い込み月数) (年額)

受給開始後、2年間を超えると納めた付加保険料額以上に受け取れます。

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

保険料が追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

令和元年度に追納する場合

免除の承認を受けた年度の保険料を、令和元年度に追納する場合の月額次表のとおりです。平成28年度以前は保険料に加算額が上乗せされます。

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成21年度	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成22年度	15,540円	11,650円	7,770円	3,880円
平成23年度	15,320円	11,490円	7,660円	3,830円
平成24年度	15,170円	11,380円	7,590円	3,790円
平成25年度	15,150円	11,360円	7,570円	3,790円
平成26年度	15,300円	11,470円	7,640円	3,820円
平成27年度	15,620円	11,710円	7,810円	3,910円
平成28年度	16,280円	12,200円	8,140円	4,060円
平成29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
平成30年度	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円

高齢任意加入制度

60歳までに受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額か満額に近づけることもできます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
 - マイナンバーカードまたは通知カード(本人確認できるものも必要)
 - 通帳、金融機関届け出印
- ※ 共済年金の加入期間がある人は、加入期間を証明するものが必要になる場合があります。

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

年金加入記録の照会

ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004(音声案内)

基礎年金番号に基づき、加入記録、納付記録、免除申請の有無などを電話により確認することができます。

- ※ 基礎年金番号が不明の場合は照会できません。
- ※ 内容によっては照会できない場合があります。